

飼い犬が人を咬んだ場合の手続きについて

1 関係法令

飼い犬が人を咬んだ場合、徳島県動物愛護管理に関する条例第 16 条に基づき、飼い主は「事故発生届」を住所地を所管する保健所又は動物愛護管理センターに届け出る必要があります。また、当該犬の狂犬病の疑いの有無に関する検診を受けさせ、「診断書の写し」を提出する必要があります。

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成一三年徳島県条例第八号）

（事故発生時の措置）

第一六条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養し、又は保管する特定動物が人の生命又は身体に害を加えたことを知った場合には、直ちに、その事故を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、犬が人をかんだときは、その飼い主は、遅滞なく当該犬に獣医師による狂犬病の疑いの有無についての検診をうけさせなければならない。

2 飼い主の対応の流れ

咬傷事故の発生及び探知

動物愛護管理センター又は保健所に咬傷事故があったことを届出

飼い主の届出義務がある書類の説明受け、直ちに事故発生届を提出

届出義務がある書類

①事故発生届（様式第10号）

②犬が狂犬病に罹患していない診断書の写し（最終検診後に提出）

*犬が狂犬病に罹患していない診断書は動物病院に備え置く

動物病院で飼い犬の検診（1回目）

- ・咬傷事故後直ちに検診を受ける
- ・動物病院獣医師により、咬傷犬狂犬病検診票に基づく、検診を受ける

2週間経過後

動物病院で飼い犬の検診（最終）及び診断

- ・狂犬病の疑いの有無に関する検診及び診断を受ける
- ・犬が狂犬病に罹患していない診断書（咬傷犬狂犬病検診票）を受け取る
- ・その年の狂犬病予防注射を実施していない場合、予防注射を受ける
- ・被害者に検診結果を知らせる

動物愛護管理センター（保健所）に診断書の写しを送付

動物病院の獣医師が実施することについて

・ 飼い主が動物病院につれてきた咬傷犬を咬傷犬狂犬病検診票に基づき、検診を行って下さい。

・ 狂犬病の検診期間は、昭和27年1月10日付け衛発第16号厚生省公衆衛生局長通知より、2週間と通知されています。担当獣医師の判断のもと、最低2回以上の検診を行って下さい。

なお、これまでのワクチン接種歴や初診時の所見等により、必要に応じて検診回数を増やして下さい。

・ 咬傷犬狂犬病検診票に狂犬病の診断結果を記載の上、犬が狂犬病に罹患していない診断書として、飼い主に渡して下さい。

・ その年の狂犬病予防注射を実施していない場合、2回目の検診後、予防注射を実施して下さい。

・ 県へ報告せず直接動物病院へ来院の場合は、飼い主に動物愛護管理センターまたは保健所へ連絡するよう伝えて下さい。また、その際は事故発生届様式を飼い主に渡して下さい。

※飼い犬の検診は、飼い主の責任として、行政では実施せず、動物病院での検診をお願いしておりますので、御協力をお願いします。

徳島県動物愛護管理センター
〒771-3201 名西郡神山町阿野字長谷333
TEL：088-636-6122 FAX：088-636-6123

(飼い主用)

飼い犬が人を咬んだときの対応について

- 1 直ちに、条例第16条に基づき、別添の事故発生届を提出してください。
- 2 2週間の検診後、犬が狂犬病に罹患していない診断書(咬傷犬狂犬病検診票)の写しを提出して下さい。
- 3 事故発生届及び犬が狂犬病に罹患していない診断書(咬傷犬狂犬病検診票)の写しの提出先は「住所地を所管する保健所又は徳島県動物愛護管理センター」です。
- 4 事故の状況により当センター職員が現地調査をする場合があります。
- 5 その年の狂犬病注射を実施していない場合、狂犬病でないと診断された後、狂犬病注射の実施を行って下さい。
- 6 被害者に検診結果をお知らせ下さい。

○徳島県動物の愛護及び管理に関する条例(平成一三年徳島県条例第八号)
(事故発生時の措置)

第一六条 特定動物又は犬の飼い主は、その飼養し、又は保管する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えたことを知った場合には、直ちに、その事故の状況を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合において、犬が人をかんだときは、その飼い主は、遅滞なく当該犬に獣医師による狂犬病の疑いの有無についての検診を受けさせなければならない。

徳島県動物愛護管理センター
〒771-3201 名西郡神山町阿野字長谷333
TEL:088-636-6122 FAX:088-636-6123

様式第10号(第15条関係)その2

事 故 発 生 届

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 住所
氏名 ㊟

年 月 日生

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

犬が人の生命又は身体に害を加えたので、徳島県動物の愛護及び管理に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事故を起こした犬	登録番号				
	種類				
	性別				
	毛色				
	名				
	狂犬病の予防注射の有無		狂犬病予防注射済票の番号		
事故発生の日時		年	月	日 午前・午後	時
事故発生の場所					
事故の内容					
被害者	住所				
	氏名				
	電話番号				
過去に事故を起こしたことの有無その他参考となる事項					

咬傷犬狂犬病検診票

受付日 年 月 日

住所	住所				
所有者氏名	氏名		電話 — —		
咬傷犬特徴	種類		年齢	毛色	性別
	体格		呼び名		特徴
登録番号	市町村 第 号			注射番号	
体表の傷	有・無・不明	受傷原因			受傷日 年 月 日
咬傷事故	有(人・動物)・無・不明		咬傷発生日	年 月 日	
狂犬病ワクチン歴	有・無	前回 年 月 日	前々回	年 月 日	
混合ワクチン歴	有・無	前回 年 月 日	種	前々回 年 月 日	
輸入歴	有・無	国	輸入日	年 月 日	
海外渡航歴	有・無	国	渡航日	年 月 日	

◎顕著 ○該当 ×該当しない 観察項目		検診日	初日	2週間後	
		時間	① 月 日	② 月 日	月 日
1	下垂した下顎				
2	吠え声の異常				
3	乾燥してぶら下がった舌				
4	自分の尿をなめる				
5	水の異常な舐め方				
6	嘔吐				
7	これまでと違う行動				
8	噛みつきと異嗜				
9	攻撃性				
10	理由のないかみつき				
11	わけもなく走り回る				
12	歩行時や歩行時の硬直				
13	落ち着きのなさ				
14	檻などを咬む				
15	嗜眠				
16	失調性歩行				
17	頻繁に犬座姿勢を示す				

判定日	年 月 日	
検診期間	年 月 日 から 年 月 日	
診断結果	臨床上狂犬病の疑いはない ・ 狂犬病の疑いがある	
検診病院名	獣医師名	印
狂犬病予防注射 接種日	年 月 日	注射番号 登録番号(新規のみ)

17徴候の説明

- 1 **下垂した下顎** 下顎を閉じることができない。咀嚼筋麻痺のために 採食や飲水ができないことを含む。
- 2 **吼え声の異常** 咽喉頭筋の麻痺による吼え声の変化。ケージに入れて吼え続けたために声がしゃがれる様に似る。”馬のいななきのよう な吼え声”
- 3 **乾燥して下垂した舌** 暗赤色で突出した舌と表面が汚れた舌が観察される。
- 4 **自分の尿をなめる** 床に落ちた尿をなめる。
- 5 **異常な水のなめ方** 渇欲更新するが採食や飲水困難がみられる。舌を使って水を救い上げて飲むことができないため、口を容器の中に入れて飲もうとするが、3～5回行ってあきらめていったん離れるがまた戻って同様の動作を繰り返す。咀嚼筋の麻痺によって採食、飲水が困難になる。
- 6 **嘔吐(吐出)** 窒息し、前肢で口を掻こうとする。窒息して苦しそうな声を発する。
- 7 **これまでとは違う行動** これまで見たことのないような行動をする。
- 8 **異嗜** 木や石などを嚙んだり食べたりする。
- 9 **攻撃** 観察期間(14日)中に人や他の動物を攻撃する。過去の事例は関係ない。
- 10 **理由のない咬みつ** 何の理由もなく人やものに咬みつく。
- 11 **理由なく走る** 家の外や周りを理由もなく走る。夜間も眠らない。
- 12 **歩行時の硬直** 両後肢が歩行時に硬直する。
- 13 **落ち着きのなさ** 常に行動したり興奮したりしている。
- 14 **檻を咬む** 観察中に檻を咬んだり、鎖でつなぐと鎖を咬んだりする。
- 15 **嗜眠** 静かに座っていると、眠そうにしたり「舟をこぐ」動作が見られる。
- 16 **失調性歩行** 両後肢の麻痺により失調性歩行が見られる。
- 17 **頻繁な犬座姿勢** 両前肢を突っ張るように伸ばし、片側の後肢を屈曲し外側面を床に接触するような姿勢をとる

※17徴候のうち、2項目以上の該当がある場合、狂犬病を疑う。

※本診断表は国立感染症研究所及びタイ赤十字研究所の臨床診断基準を参考に作成しています。